

平成26年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(地域情報化関係)

【総務省】

平成25年7月18日

全 国 知 事 会

【地域情報化関係】

1 社会保障・税に関わる番号制度について

- (1) 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、プライバシー保護に関する国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ね、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットと導入に当たってのコストを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民の理解を求めること。
- (3) 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供の範囲については、地方公共団体の事務に直接的に影響するものであり、主務政省令等により個人番号の利用事務等を具体化する際には、立案段階から地方側と協議すること。
- (4) 法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。
- (5) 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修など、地方で必要となる作業とこれに要する経費について、詳細な工程表や技術標準も含め、速やかに明らかにすること。その際、番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や維持管理にかかる経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。また、番号制度の導入に必

要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。

(6) 地方公共団体情報システム機構の設立及び運営に当たっては、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により、受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図ること。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。また、機構の運営収支や地方の負担のあり方を早期に明らかにした上で、機構業務の効率化や地方公共団体の代表によるガバナンスの確保などの実現に向け、地方側と十分に協議すること。

(7) 番号制度の導入に伴う条例改正や個人情報保護評価等、地方側で対応が必要となる作業についての情報や、地方公共団体及び民間からの問い合わせに対する回答などの情報を随時提供し、滞りなく作業が進められるように、地方側と十分に協議すること。その際、地方側による戦略的かつ効果的な中期計画の策定と計画に基づく作業に資するよう、内閣官房や総務省等において番号法以外の社会保障・税・防災分野に関する法改正等の動向も把握し、地方側で対応が必要となる作業への影響を整理した上で、一元的な情報提供に努めること。

2 地上デジタル放送に係る必要な措置について

(1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。

特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

(2) 地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた世帯については、国及び放送事業者の負担と責任において、早急かつ確実に地上系の放送基盤による恒久的対策を講じること。

また、共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行による難視聴対策を円滑に進めるため、電波利用料財源を活用するなどにより、それらの整

備に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について見直すとともに、施設の維持管理に係る負担の軽減策を講じること。

さらに、恒久的対策の円滑な実施を図るため、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。

- (3) 地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

3 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理費に対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。

- (3) ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、ラジオの難聴解消等、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。

- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

4 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定す

るとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

- (2) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、具体的な対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めること。